

裁 決 書

審査請求人

処分庁 千葉県芝山町長

審査請求人が令和3年3月10日付で提起した処分庁芝山町長（以下「処分庁」という。）による芝山文化センター使用承認申請の却下処分についての審査請求（芝山文化センター使用承認申請却下取消請求事件）について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求について、芝山文化センター使用承認申請却下処分を取り消す。また、取り消し処分に併せ、本件申請を承認又は、条件を付して承認するよう命ずる。

事案の概要

- 1 審査請求人が所属する []（以下、「 []」という。）は、「機能強化についての学習」を目的として「機能強化反対集会」を行うために、令和3年2月9日付けで芝山文化センターの設置及び管理に関する条例第7条に基づき、芝山文化センター使用承認申請書を処分庁に提出した。
- 2 処分庁は、本件申請の内容を検討の上、本件申請に係る芝山文化センターの貸出し（以下「本件貸出」という。）に対して、成田空港をめぐるこれまでの経緯に鑑み、当該団体が本行事を行うことにより芝山文化センターの管理運営上に不安が生じるとし、芝山文化センターの設置及び管理に関する条例第5条第2項第3号に基づき、同使用申請を却下した。
- 3 審査請求人は、令和3年3月10日、芝山町長に対し、本件処分の取消しを求め

る審査請求をした。

審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求人は、処分庁が地方自治法第244条に規定する正当な理由がないにもかかわらず本件申請を却下したことは不当であり、同法並びに日本国憲法第19条及び第21条に反するものであると主張している。

(2) また、審査請求人は本件却下理由について以下のとおり反論している。

ア 処分庁は、芝山文化センターの管理運営上支障があるとする根拠として、「昭和59年芝山町三月定例会での議場乱入（以下、「事案1」という。）」を、また「不安が生じると思われる事案」として「施設の破損」を挙げているが、審査請求人が所属する[]の組織（以下「審査請求人が所属する組織」という。）は全く関与しておらず、同一団体名の別組織「[]派反対同盟」（以下、「[]派」という。）に所属する者が起こしたものである。審査請求人が所属する組織と[]派は、元は同じ団体であったが、事案1が起こる以前に分裂して以降、団体の名称は同一でも実態は全く異なる別の組織である。

また、処分庁が提出した証拠書類には「施設の破損」についての記述はなく、本件処分の理由とどう関係するのかが全く明らかになっていない。

よって、事案1を根拠に本件申請を却下することは誤りであり、不当である。

イ 処分庁は、芝山文化センターの管理運営上支障があるとする根拠として、「平成29年第3回芝山町議会臨時会における[]の関係者と思われる人物の偽名での傍聴（以下、「事案2」という。）」を挙げているが、本件申請とは全く関係のない事案を故意に結び付けた言いがかりである。

ウ 処分庁は、「不安を生じると思われる事案」として、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための芝山文化センター利用ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」が徹底されないことを挙げているが、本件申請の前に新型コロナウイルス対策に対する説明は一切なかった。ガイドラインを踏まえた新型コロナウイルス対策は全て実行可能なものであり、新型コロナウイルス

対策を本件処分の理由とするのは明らかに後付けの理由である。

また、空港反対同盟は過去にも処分庁が管理する施設の使用を申し出たことがあるが、全て異なる理由により却下されている。これは、先に「 には施設を貸さない」ことが決定しているということであり、 に対する不当な差別である。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 処分庁は、過去に町の公共施設において審査請求人が所属する団体が空港反対運動に関連した事案1及び事案2を起こしていることから、当該団体が施設を利用することについて次に挙げる不安が生じる事案が発生しかねないと主張している。

ア 施設の破損

イ コロナ禍における広範囲からの不特定多数の入場

ウ 貸館に伴うルールの徹底が図れない恐れ(ガイドラインで定める来場者及びスタッフの氏名・連絡先の把握)

(2) 処分庁は、上記アからウの事案が発生した場合、次のとおり芝山文化センターの設置及び管理に関する条例(平成元年芝山町条例第17号、以下「条例」という。)第5条第2項第3号に定める「文化センターの管理運営上支障がある」と認められると判断し、本件処分を行ったとしている。

ア 事案2に関連し、来場者等の氏名・連絡先を把握できず、新型コロナウイルス感染症が発生した場合、濃厚接触者の追跡調査ができない懸念がある。

イ 大声での歓声や掛け声により新型コロナウイルスへの感染リスクが高まる。

(3) 処分庁は、審査請求人が所属する団体を区別することは申請時点ではできず、同一の団体だとして主張している。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 普通地方公共団体が設ける公の施設については、地方自治法第244条第2項では「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」としている。

また、芝山文化センターの設置及び管理に関する条例第5条第2項では施設等の使用を承認しないことができる場合を定めており、同項各号に該当する場合は上記「正当な理由」に当たるものと考えられる。なお、処分庁は、本件処分が同条例第3号に定める「その他文化センターの管理運営上支障があると認めるとき」に該当するものとしている。

一方、本件と類似する判例（最高裁判所平成7年3月7日判決）では、施設の利用を不相当とする事由が認められないにもかかわらずその利用を拒否し得るのは、「施設をその集会のために利用させることによって、他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる危険がある場合に限られる」としている。また、その判断には「単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である」としている。

2 本件処分理由の妥当性について

(1) 処分庁は、事案1の証拠書類として「昭和59年3月芝山町議会会議録の写し」及び「判例タイムズ（成田空港二期工事着工促進決議案が提出された件に関する判例（昭和60年3月19日判決））」を提出している。これらの証拠書類によると、[]に所属する被告人が同議会において器物損壊、建造物侵入及び威力業務妨害の罪に問われていることがわかる。

一方、審査請求人は、審査請求人らが所属する組織と事案1に関係する[]派は全く別の組織であると主張しており、その証拠書類（新聞記事及び機関誌）を提出している。名称は同一の[]であるが、事案1の時点で審査請求人が所属する組織と[]派に分裂していたこと、また同時点で事案1の被告人が審査請求人が所属する組織を除名されていたことは、新聞記事等の証拠書類からも一定の客観性を持った事実として認めることができると考える。

処分庁としては、[]を審査請求人が所属する組織と[]派に係らず、同一の団体と主張している。芝山文化センターの使用申請時には、使用者の欄に審査請求人が所属する組織である旨は記載されておらず、「[]」としか記載されていないことから、同団体を同一の団体と判断するこ

とは十分考えられる。

これらのことから、同団体を使用申請時に別派閥であると判断することは難しいと考える。しかしながら、審査請求人が所属する組織と事案1との関連性は認められず、事案1を根拠として管理運営上の支障が生じると判断することはできない。

(2) 処分庁は、事案2を根拠としてガイドラインによる新型コロナウイルス対策が徹底されない恐れがあるとしている。このガイドラインでは、主催者に対し新型コロナウイルス対策の協力を要請しているものであり、参加者の氏名や連絡先は主催者が把握・保存し、感染者が出た場合の対応についても要請している。

一方、審査請求人は、自分たちが行う集会に偽名で参加をする必要などなく、そのような恐れはないと主張している。また事案2について、処分庁より提出された証拠には、偽名で傍聴した結果逮捕された旨、記載された資料が提出されている。しかし、審査請求人は、同傍聴人が逮捕された直後釈放されたと供述しており、処分庁が想定しているような危険性はないと主張している。これについては、双方の主張について、具体的に立証するような証拠が存在しない。

また審査請求人は、本件申請時点ではガイドラインの説明はされておらず、貸し出しの拒否が決定されたのちに、説明されたと主張している。

このことから、ガイドラインを守れず「文化センターの管理運営上支障がある」という具体的な理由はないとは言い切れないと考える。むしろ本来は使用申請時に処分庁より審査請求人に対して説明がなされるべきであり、処分庁の説明不足であったのではないかと考えられる。

なお、条例第5条第3項では、施設使用の承認につき「管理上必要な条件を付することができる」と定めていることから、使用者の参加人数や施設内の行動等について、条件付きで承認することも可能であったと考える。

(3) まとめ

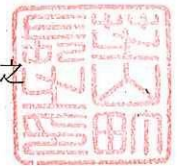
以上のとおり、処分庁が本件却下理由により行った本件処分は、過去の成田空港の建設を巡る反対闘争が、派閥に係らず同一の団体が行ったものと考慮しても、条例の規定を拡大的に解釈したものであると言わざるを得ず、地方自治法に違反する処分であり、本件申請は承認されるべきものであると認められる。

結論

以上のとおり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、本件審査請求には理由があることから、主文のとおり裁決する。

令和4年2月18日

審査庁 芝山町長 麻生 孝之



（教示）

- 1 再審査請求は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内を経過したときはできません。ただし、正当な理由がある場合には、この限りではありません。
- 2 再審査請求は、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。